

障害者差別の解消に向けた取組状況

1 今後の取組の方向性（平成29年度第2回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県における取組

団 体 名	取 組 内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体や事業者の会議、研修会等の場における説明、事業者への個別訪問を行っている。 ・ リーフレット等の配付、県ホームページ等での広報等による啓発活動を行っている。 ・ 令和2年3月27日に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、知事記者会見等に手話通訳を導入した。 ・ 令和3年7月からストラップ型ヘルプマークを配布している。

3 各団体等における取組

団 体 名	取 組 内 容
県身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、ホームページにより、県内の身体障害者及び一般県民に対し協会の活動状況や障害者福祉に関する各種情報を提供している。 ・ 会議や研修会の場で、障害者施策の説明や障害者の社会参加等に関する情報交換を行っている。（R3年度は、JR九州との意見交換会を行った。） ・ 障害者週間に合わせて開催する「あったか交流フェスタ」において、障害者が制作した作品の展示や、障害者スポーツの体験教室等を行い、障害者と県民との交流を図っている。（R2は中

	<p>止，R3は縮小して実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害及び障害者に対する理解を深めるため，当協会職員が小中学校等に出向いて，障害者及び障害者スポーツ等に関する講話を行っている。(R2年度は，小中学校2回，教育機関4回の計6回)
<p>障害者の生活と権利を守るか ごしまの会 (かごしま障害フォーラム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の広報活動は，コロナ禍のなかでなかなかできずにいるが，今年5月に障害者差別解消法の一部が改正・可決され，公布日から起算して3年以内に施行されるため，これまで努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務になったことを周知している。 ・今年度は，交通機関のバリアフリー懇談会を鹿児島運輸支局および交通事業者を交えて，年末にリモートで行う計画を立てており，現在障がい当事者の意見をアンケートにより集約している段階である。毎年，九州運輸局と隔年で鹿児島で懇談会を開き，今回で6回目となる。これまでハード面の低床電車・バスやノンステップバス、福祉タクシー、駅にエレベーター設置などを導入して，移動困難者へのバリアを少しずつ解消してもらっているが，ソフト面の心のバリアフリーが遅れをとっているため，こちらにも力を入れていく予定。 ・障がい当事者の誰もが安心して平等に命を守れる医療を受けられるように，重度心身障害者医療費助成制度の現物給付を求めていく。県の財政的に厳しいのであれば，手続きの簡素化を求めて自動償還払い方式によって合理的配慮を求めていきたい。
<p>県視覚障害者団体連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬の普及啓発活動
<p>県聴覚障害者協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例が制定され，今年度，県の委託事業に携わっている。手話言語条例啓発事業として，聴覚障害者理解と手話普及のためにパンフレットとリーフレットを作成し，12月に県民へ配布予定。また，手話講座を県内各地で行うなど，手話の普及に努めている。 ・知事会見や各市町村長会見の際は，手話通訳がつくようになってきたが，まだの場合は協会として要望している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の数が足りないため、手話通訳者養成を行っている。ただ、地域差があるため、県内各地域で手話通訳者養成講座が広まるように啓発活動を続けている。
県手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月に知的障害福祉月間として、各支部会員で街頭呼びかけやチラシの配布、ポスター掲示等を行っている。 ・ 山形屋で、福祉月間中に5日間作品展と即売会を行い、理解を深めている。 ・ 研修会の実施
県自閉症協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール配信
かごしま難病支援ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルプマーク、ヘルプカードの啓発チラシの配布 ・ ピア相談及びバリアフリーチェックの実施
障害者支援施設桜町学園 (県知的障害者福祉協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における面会、外出行事等の実施について ガラス窓越しやオンライン等での面会実施、少人数によるドライブや行事の実施を行った。 ・ 介護実習生の受入について 法務局の人権に関するDVD等を活用し、障害理解を深める。 利用者の生活風景や食事支援時の様子をビデオ録画し、活用する。 車椅子や歩行器等の福祉機器を活用しての体験学習 ・ 政府は、ワクチン・検査パッケージを11月頃から用いることを想定しているため、差別と区別に配慮しながら緩和策を検討していく予定である。
県教育庁義務教育課 (特別支援教育室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度障害者差別解消法の周知に係る学校訪問を計14校実施予定である。 (小学校：4校、義務教育学校：1校、中学校：3校、高等学校：6校)
県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鹿児島県弁護士会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「鹿児島県弁護士会弁護士等の職務における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を作成し、平成29年から施行している。 ・ 鹿児島県弁護士会会員向けに、障害者差別解消法について、「罪に問われた

	<p>障害者の刑事弁護」をテーマに、平成30年3月に研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、「自治体担当者向け障害者差別解消相談対応マニュアル」の基本的解説を行う鹿児島県弁護士会会員向け研修会や、「自治体担当者と弁護士を交えた事例検討会」、「事業者、弁護士、自治体等のシンポジウム」をキャラバン（日弁連の講師を招待して行う研修会）として行うことを希望している。
<p>県社会福祉士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修を県障害福祉課の委託を受けて実施し、虐待への対応を通して障害の特性や対応を理解してもらえるように取り組んでいる。 ・ 個々の後見人が成年後見制度への取組みを通じて、関係者に対して後見等の必要な障害者の日常生活上の支援の必要性などについての理解を深められるように取り組んでいる。 ・ 会員が社会福祉士として、各職場や地域などで障害理解や差別解消に向けた取組みを行っている。
<p>鹿児島労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーや会議開催が中止となり、普及啓発が十分に行えなかったものが一部あるが、常日頃、労働局及びハローワークにおいては、職業紹介や求人受理時など、企業と接する機会に障害理解や障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について説明し理解を求めている。 ・ 各種講習会・セミナー・会議の場においても障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について周知を行っている。 ・ 新規学校卒業者を対象とした求人申込みを行う、県内企業の事業主や人事担当者に対する研修会を例年実施しており、障害者差別禁止及び合理的配慮義務についての資料を配付し、啓発を行っている。